

船橋市建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可に 係る包括同意基準

第1 趣旨

この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第2号の規定による許可に
係る建築審査会の同意を求められた場合に、建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第
10条の3第4項に掲げる基準に適合する建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障
がないと判断できるものに、あらかじめ包括的に同意をする基準を定めることにより、許可手
続きの迅速化を図るものである。

第2 包括同意基準

法第43条第2項第2号の規定による許可に係る包括同意基準（以下「包括同意基準」とい
う。）は、規則第10条の3第4項第2号に該当する場合で、次の基準すべてに適合している
建築物に適用する。

なお、包括同意基準に明記された事項を除き、「空地」を法第42条に規定する道路（以下
「道路」という。）と同様にみなし、法、建築基準法施行令、規則、千葉県建築基準法施行條
例及び船橋市建築基準法施行細則を適用する。

- (1) 建築物の敷地が潮見町、高瀬町、浜町三丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、湊町
三丁目又は若松三丁目の区域内、かつ、準工業地域、工業地域又は工業専用地域内であ
ること。
- (2) 農道その他これらに類する公共の用に供する道（幅員4m以上のものに限る。以下
「農道等」という。）は、国、地方公共団体その他これらに準ずる機関（以下「公共
団体等」という。）が管理するものであること。
- (3) 排水及び通行について、管理者と協議が整っていること。
- (4) 農道等は、現に通行の用に供されており、将来にわたり道路と同等の機能が確保さ
れていること。
- (5) 建築物の敷地は、農道等に2m以上接し、かつ避難及び通行上支障がないこと。

第3 建築審査会の同意

法第43条第2項第2号の規定による許可にあたり、許可に係る建築物の計画が包括同意基
準に適合する場合は、あらかじめ建築審査会の同意があったものとみなす。

第4 建築審査会への報告

特定行政庁は、包括同意基準に適合するものとして許可したときは、許可後速やかに建築審
査会に、許可に係る建築計画の概要を報告しなければならない。

附則

この基準は、令和6年11月20日から施行する。